

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

公的年金の源泉徴収

Q：私は今度、厚生年金を受給することになったのですが、年金も給料と同じように所得税が源泉徴収されると聞きました。本当でしょうか。

A：厚生年金の受給額が年間178万円（65歳未満の者については108万円）以上であれば源泉徴収の対象となります。

【解説】

老後の生活の支えとして重要な役割を果たしている厚生年金、国民年金、公務員の共済年金、恩給などのいわゆる公的年金ですが、この公的年金も「雑所得」に含まれ、税金がかかることになっていますので、支給の際に源泉徴収が行われます。

具体的には、年間に受け取る公的年金額が178万円（65歳未満は108万円）以上の場合に、各支払期に支払われる公的年金額から源泉徴収されることとなります。

源泉徴収された金額は、所得税の確定申告により還付される場合もありますが、その手間を省くには、毎年11月に社会保険庁から送られてくる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しておくことです。

この申告書を提出すると、源泉徴収時に公的年金等控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、障害者控除が受けられ、一定金額に満たなければ、源泉徴収は行われません。

